平成２２年（フ）第８０１号
千葉県浦安市富士見１丁目10番40―102号
マンション秋山
債務者　宇田川貞雄
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８１１号
千葉県市原市姉崎787番地の４
債務者　平岡　浩一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８２０号
千葉県浦安市北栄３丁目33番31号　ハイツ花芽生　321
債務者　中谷　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８３４号
千葉市若葉区小倉台４丁目２番１棟303号
債務者　清古　久善
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８３５号
千葉市若葉区小倉台４丁目２番１棟303号
債務者　清古恵美子（旧姓富樫）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６５号
千葉市美浜区高浜４丁目２番１棟201号
債務者　中村　育代（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５号
千葉県館山市川名742番地の１
債務者　山口　秀夫
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第３８号
千葉県南房総市久枝626番地１
債務者　井髙　幸恵
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２０２号
長野県上高井郡小布施町大字大島33番地
債務者　荒井　高明
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
岐阜市金竜町５丁目２番地１　ハイツ金竜204号室
債務者　清水　健宏
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３９９号
岐阜市伊奈波通３丁目２番地
債務者　棚橋ユカリ
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４０３号
岐阜市鷺山東２丁目５番３号
債務者　橋本　幸恵
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４０５号
岐阜市柳津町東塚５丁目74番地
債務者　鈴木　寿英
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４０７号
岐阜県郡上市八幡町小野５丁目10番地21
債務者　清水　　晃
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９５号
名古屋市昭和区御器所３丁目19番18号　カームそうえん507号
債務者　浅井　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３号
三重県津市本町18番12号
債務者　奥田　和久
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８０号
三重県名張市つつじが丘南８番町91番地
債務者　松井　嘉彦
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１８４号
三重県三重郡川越町大字豊田一色196番地
債務者　星野恵二郎
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係